

岩手県告示第787号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定した。

平成30年10月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 名称 盛岡市小貝沢鳥獣保護区特別保護地区
- （2） 区域 盛岡市小貝沢鳥獣保護区のうち、盛岡市新庄字小貝沢1番地1から1番地8まで、1番地10並びに2番地及び23番地7の区域
- （3） 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 2（1） 名称 早池峰山鳥獣保護区特別保護地区
- （2） 区域 早池峰山鳥獣保護区のうち、国有林三陸北部森林管理署186林班ろ、は1、は2、へ、ロ、ハ、ニの各小班、187林班イ小班、188林班は、にの各小班、189林班ほ小班、190林班に小班、国有林岩手南部森林管理署遠野支署94林班ほ、イの各小班、98林班は1、は2、イの各小班、126林班、国有林岩手南部森林管理署遠野支署764林班に1、に2、ほの各小班、国有林岩手南部森林管理署遠野支署769イ小班、770林班イ小班、771林班イ1、イ2、ロの各小班、国有林三陸北部森林管理署420林班い1、い2、い3、ろ、に、ほ1、ほ2、へ、イ1、イ2、ロ1、ロ3、ハ、ニの各小班、国有林三陸北部森林管理署420林班は、ロ2の各小班的区域
- （3） 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。